



令和5年度 一般社団法人 東洋大学校友会

埼玉県西部支部総会 《 校友の集い 》

日 時 令和 5年 7月 1日 (土) 午後1時
会 場 東洋大学白山キャンパス スカイホール

東洋大学 大学歌

作詞 林 古溪
作曲 山田 耕作

一 亜細亜の魂 再び此処に

目覚めしよろこび

溢れつ人に

雄々しく揚げたり 関の声

東洋大学 生まれぬかくて

二 亜細亜の天地 暁明けて

仁義と慈悲との

誠の光

今こそ輝け 西の海

東洋大学 務めは重し

第1号議案 令和4年度 埼玉県西部支部会務報告

月 日	活 動 内 容	会 場 等
令和4年		
4月11日(日)	第1回西部支部役員会(本年度の活動・支部総会等について)	ウエスタ川越
5月13日(金)	西部支部監査会(令和3年度会計監査)	川越市役所
5月16日(日)	西部支部代議員等zoom研修会	
5月21日(土)	校友会代議員会	甫水会館・ZOOM ・書面議決
5月23日(日)	全国女性連絡会総会	書面にて連絡
6月 6日(土)	レディース部「校友の集い」バスツアー(校友と酒蔵巡り)	延期→秋の散策と 合同実施
6月20日(日)	第2回西部支部役員会(支部総会について)	ウエスタ川越
7月 2日(土)	令和4年度西部支部総会	川越キャンパス
7月18日(金)	西部支部代議員等zoom研修会・暑気払い	
8月22日(日)	西部支部代議員等zoom研修会	
9月19日(日)	第3回西部支部役員会(次期代議員選挙について)	ウエスタ川越
9月24日(金)	校友会本部主催「マジ雑」参加(zoom)	
10月30日(日)	校友大会(新型コロナ感染拡大防止のためオンライン実施)	甫水会館から 各参加者へ
10月30日(日)	ホームカミングデー	白山キャンパス
10月30日(日)	埼玉県東・西部支部創立20周年記念式典第1回実行委員会	甫水会館
11月20日(土)	レディース部・西地区共催 バスツアー(酒蔵と校友巡り)	百鬼丸展覧会 松岡醸造・佐藤酒造
12月18日(土)	埼玉白山教育会総会・研修会(事務局長参加)	川越キャンパス
12月19日(土)	第5回西部支部役員会(後期の活動・次年度の活動について) 並びに忘年会	ホテルヘリテージ 飯能
令和5年		
2月 1日(月)	埼玉県西部支部だより(16号)発行 1,000部	
2月20日(日)	第6回西部支部役員会(次年度の活動について)	書面会議
3月23日(木)	硬式野球部井上新監督・乾コーチを応援する会	鶴ヶ島とんでん

- ◎ 他支部総会へは新型コロナウイルス感染防止のため欠席
(埼玉県東部支部を除く)

《学生支援の活動》

- ◎ 硬式野球部・陸上競技部・ラグビー部」に激励米を差し入れ
◎ 大学へ困窮学生への支援金寄付

令和4年度 東洋大学校友会埼玉県西部支部 収支決算書

自:令和4年4月1日 ~ 至:令和5年3月31日

【収入の部】

単位:円

科 目		予算額	決算額	増 減	摘 要	
本部交付金	年会費交付金収入	153,000	135,000	18,000	135名×1,000円	
	終身会費交付金収入	193,000	182,000	11,000	182名×1,000円	
	新卒者納入会費交付金収入	5,000	7,000	-2,000	7名×1,000円	
	支部総会祝金収入	0	0	0		
	支部事務費補助収入	20,000	20,000	0		
	支部会報発行助成収入	50,000	50,000	0	西部支部だより発行	
	ホームページ助成収入	10,000	10,000	0		
	総会特別企画補助収入	0	30,000	-30,000	講演会実施	
	女性参加促進助成収入	10,000	10,000	0	酒蔵等バスツアー実施	
	支部総会通信費収入	0	0	0		
小 計 ①		441,000	444,000	-3,000		
支部内収入	支部総会参加費収入	0	10,000	-10,000	祝金	
	支部会費収入	0	0	0		
	寄付金収入	1,000	0	1,000		
	預金利息収入	100	3	97		
	雑収入	0	0	0		
小 計 ②		1,100	10,003	-8,903		
収入計③=①+②		442,100	454,003	-11,903		

【支出の部】

科 目		予算額	決算額	増 減	摘 要
支部内経費支出	支部総会関連費支出	80,000	58,433	21,567	
	支部会報作成費支出	250,000	209,000	41,000	西部支部だより第17号(1000部)製作費
	支部活動費支出	280,000	165,024	114,976	バスツアー、野球部・ラグビー部等支援
	地区活動費支出	120,000	17,550	102,450	バスツアー等共催事業
	会議費支出	35,000	32,141	2,859	役員会等諸費
	通信費支出	30,000	12,200	17,800	役員会通知等
	印刷費支出	10,000	16,968	-6,968	
	事務用消耗品費支出	15,000	5,573	9,427	コピー用紙等
	旅費交通費支出	10,000	5,700	4,300	
	慶弔費支出	10,000	0	10,000	
	渉外費支出	10,000	17,400	-7,400	近隣支部総会祝金、校友大会バザー品代等
	雑支出	0	0	0	
				0	
			0		
			0		
			0		
予備費支出	2,265		2,265		
支 出 計④	852,265	539,989	312,276		
当期収支差額⑤=③-④	-410,165	-85,986	-324,179		
前期繰越収支差額⑥	397,412	397,412	0		
次期繰越収支差額⑦=⑤+⑥	-12,753	311,426	-324,179		

次期繰越収支差額の内訳	現金	0
	普通預金	324,179
	計	324,179

【別途積立金】

科 目	収 入	支 出	残高	摘 要
積立金				
積立金				

上記のとおりご報告いたします。

令和5年 7月 1日

支部長 岡部 奈緒美

会計担当 村野 公平

上記決算報告について監査した結果、適正であると認めます。

令和5年 6月18日

監査 矢部 隆

監査 小野澤康弘

第3号議案 令和5年度 埼玉県西部支部事業計画(案)

埼玉県西部支部規約に定める目的達成のため次の事業を策定する。

(新型コロナウイルス感染拡大防止のため、策定した事業が変更となる可能性があります。)

1 支部組織の充実と地域活動の活性化

組織体系並びに事務局体制の充実を目的として5部門(組織部・総務部・広報部・事業部・レディース部)、及び西部支部を東・西・南・北に分け、支部活動の活性化と会員の掘り起こしを図る。

2 会員相互の交流と親睦

総会・地区会を通じ、また、文化教養の集いや校友の趣味を通じての事業を実施して校友相互の交流と親睦を図る。

3 広報活動

支部の現状と会員間の相互理解を得るために会報の発行、及び、インターネット等による広報活動を行う。

4 母校行事及び学生活動の支援と協力

母校行事への協力、学生活動の支援、就職活動等の協力を図る。

5 近隣支部との連携

近隣支部との交流を進め、支部活動の充実と校友会発展に寄与するよう連携を図る。

6 甫水会との連携

支部活性化の一環として、甫水会支部との連携を図る。

《 定例の活動 》

- 1 総会・校友の集い 7月1日(土) 13:00～ 会場：白山キャンパス
＜総会后・東部支部との創立20周年記念式典を実施＞
- 2 役員会 原則として偶数月(第3日曜日)に実施
※ 役員会後の「茶会」「懇親会」、並びにZOOMによる会議を適宜実施

《 交流と親睦、学生支援活動 》

- ◎ レディース部と西地区共催のツアー(散策)を実施 … 11月に実施予定
赤羽台キャンパス訪問ツアー
- ◎ 学生の活動支援…6月24日(土) 硬式野球部1部2部入れ替え戦応援(神宮球場)
陸上競技部・硬式野球部・ラグビー部支援 等：昨年度は米を贈呈

《 本部の事業・母校の事業への参加と協力 》

- ◎ 校友大会・ホームカミングデー等への参加、全国女性連絡会への参加

《 埼玉白山教育会との連携・協力 》…親睦と教員を目指す学生支援等の活動

令和5年度 東洋大学校友会埼玉県西部支部 収支予算書(案)

自:令和5年4月1日 ~ 至:令和6年3月31日

【収入の部】

単位:円

科 目		令和5年度 予算案(イ)	令和4年度		増 減 (イ)-(ロ)	摘 要
			予算額(ロ)	決算額		
本部 交付金	年会費交付金収入	135,000	153,000	135,000	-18,000	135名 @1,000円
	終身会費交付金収入	182,000	193,000	182,000	-11,000	182名 @1,000円
	新卒者納入会費交付金収入	7,000	5,000	7,000	2,000	7名 @1000円
	支部総会祝金収入	0	0	0	0	
	支部事務費補助収入	20,000	20,000	20,000	0	
	支部会報発行助成収入	50,000	50,000	50,000	0	西部支部だより発行助成
	ホームページ助成収入	10,000	10,000	10,000	0	
	総会特別企画補助収入	0	0	30,000	0	
	女性参加促進助成収入	10,000	10,000	10,000	0	校友の集い等事業
	周年企画補助収入	50,000	0	0	50,000	創立20周年記念式典等
小 計 ①		464,000	441,000	444,000	23,000	
支部 内収入	支部総会参加費収入	255,000	0	10,000	255,000	祝金、会費
	支部会費収入	0	0	0	0	
	寄付金収入	1,000	1,000	0	0	
	預金利息収入	100	100	3	0	
	雑収入	0	0	0	0	
			0	0	0	
			0	0	0	
	小 計 ②	256,100	1,100	10,003	255,000	
収入計③=①+②		720,100	442,100	454,003	278,000	

【支出の部】

科 目		令和5年度 予算案(イ)	令和4年度		増 減 (イ)-(ロ)	摘 要
			予算額(ロ)	決算額		
支部内経費支出	支部総会関連費支出	280,000	80,000	58,433	200,000	20周年実行委員会負担金等
	支部会報作成費支出	220,000	250,000	209,000	-30,000	西部支部だより製作費
	支部活動費支出	250,000	280,000	165,024	-30,000	校友の集い、学生支援等
	地区活動費支出	80,000	120,000	17,550	-40,000	地区事業等
	会議費支出	40,000	35,000	32,141	5,000	役員会等
	通信費支出	20,000	30,000	12,200	-10,000	役員会通知等
	印刷費支出	14,000	10,000	16,968	4,000	行事チラシ等印刷
	事務用消耗品費支出	10,000	15,000	5,573	-5,000	用紙等事務消耗品
	旅費交通費支出	30,000	10,000	5,700	20,000	近隣支部総会出席交通費等
	慶弔費支出	10,000	10,000	0	0	
	渉外費支出	90,000	10,000	17,400	80,000	近隣支部総会祝金等
	雑支出	0	0	0	0	
		0	0	0	0	
		0	0	0	0	
	予備費支出	279	2,265		-1,986	
支 出 計④		1,044,279	852,265	539,989	192,014	
当期収支差額⑤=③-④		-324,179	-410,165	-85,986	85,986	
前期繰越収支差額⑥		415,334	397,412	397,412	17,922	
次期繰越収支差額⑦=⑤+⑥		91,155	-12,753	311,426	103,908	

【別途積立金】

科 目	収 入	支 出	残高	摘 要
積立金				
積立金				

上記のとおりご報告いたします。

令和5年 7月1日

支部長 岡部 奈緒美



会計担当 村野 公平



一般社団法人東洋大学校友会埼玉県西部支部規約

昭和4年9月 創立制定

昭和46年10月24日 改正

昭和59年8月19日 一部改正

昭和61年4月1日 一部改正

平成16年4月1日 改正

平成27年6月27日 改正

令和4年7月2日 一部改正

(総則)

第1条 この会は一般社団法人東洋大学校友会（以下「校友会」という）埼玉県西部支部と称し、事務所を支部長宅に置く。

(目的)

第2条 この会は東洋大学（以下「大学」という）の建学の精神と伝統を継承し、会員相互の親睦を図り、本支部及び大学の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 この会は前条の目的を達成するために以下の事業を行う。

- 一 会員名簿の作成、管理及び保護
- 二 会員の親睦及び互助、甫水会との連携と協力
- 三 大学の発展に寄与する事業、並びに学生の文化・スポーツ活動等への支援
- 四 定期総会、役員会、正・副支部長会議及び臨時総会の開催
- 五 執行役員の選任
- 六 支部会報の発行
- 七 講演会、研修会等の開催
- 八 この会の目的達成のため必要な事業

(地域)

第4条 この会の地域は荒川を境界とし、原則として埼玉県の西部地域の行政区域とする。また支部を東、西、南、北の4地区に分ける。（別表）

(会員)

第5条 この会は定款第5条に示される会員（普通会员、教職員会員、推薦会員、正会員、名誉会員）をもって構成する。なお、本支部会員は次の要件を満たしたものとする。

- 1 埼玉県西部支部地域内に在住しているもの。
- 2 本支部地域内に勤務し、本支部に所属を希望し、校友会事務局に届け出を行ったもの

(会費)

第6条 正会員は校友会定款第6条及び会費規程に定める年会費又は終身会費を納入しなければならない。

2 教職員会員並びに推薦会員は正会員に準じた年会費を支部校友会運営費として納入しなければならない。

(役員)

第7条 この会に以下の役員をおく。

2 役職名、定数、任務は以下のとおりとする。

一 支部長 1名 本支部を代表し会務を統括し会議を主宰する。

二 副支部長 若干名 支部長を補佐し、支部長に事故あるときはこれに代わる。

また支部内の地域代表、部代表としてこれを統括する。

三 常任理事 2名 支部長の指名により各々事務局、会計を掌る。

四 理事 15名 支部長と連携し地域内において本会の目的の達成のため、その任にあたる。また理事中の5名は下記の五つの職務を負うものとする。

(1) 総務部長 規約の整備、コンプライアンスの遵守等を含めた支部の運営を総合的な見地から推進する。

(2) 事業部長 正会員拡大のための具体的な事業の立案と推進及び実効確認

(3) 組織部長 副支部長、地区長と連携の下、地区納入会員の掘りおこし及び支部と地区との組織間の連携の強化を企図する。

(4) 広報部長 会報の作成、発行及び潜在交友への能動的な広報活動の推進。

(5) レディース部長 女性納入会員の拡大と部としての儀業の計画と推進

五 監事 2名 本会の会計の監査、これに関する資料調査を行い、必要あるときは意見を述べることができる。他の役職は兼任できない。

(代議員)

第8条 代議員は一般社団法人東洋大学校友会の法令上の社員であり、定款第11条による支部ごとの正会員による選挙で、代議員選出規程に示された定数が選出される。代議員会に出席し、定款第17条に示される事項についての議決権を有する。

支部選出の理事候補は代議員会で選任された後、業務執行理事として校友会本部に参画し、本部事業を執行し、議決内容を支部役員会及び支部総会で報告を行う。

(顧問)

第9条 この会に顧問をおくことができる。

2 本会の役員を退任し、本会事業等に顕著に貢献のあったものを顧問とする。

3 顧問を置くときは支部長、役員会の推薦により、総会でこれを承認する。

4 顧問は必要に応じて本会に助言することができる。

(地区役員・地区長)

第10条 支部役員とは別に地区役員として地区長をおくことができる。

2 地区長は正会員の拡大と地区活性化のため副支部長との協力の下、地区の懇親、会合等の行事を企画推進する。

(役員の選任)

第11条 この会の役員の選任は以下のとおりとする。

- 一 支部長、副支部長は役員会の推薦により総会の承認を得る。
- 二 理事は役員会の推薦または互選により総会の承認を得る。
- 三 常任理事は理事の内から、支部長の指名を受け役員会の承認を得る。
- 四 代議員は本部選挙管理委員会が告示した支部正会員の選挙によって選出される。
支部の選挙が実施された場合、役員会は候補者を推薦することができる。
- 五 監事は役員会の推薦により総会の承認を得る。他の役職を兼ねることはできない。
- 六 役員に欠員が生じたとき、補欠役員の選任は役員会で決定し、総会の承認を得る。
- 七 地区長は正・副支部長のいずれかが指名し、役員会において了承する。

(役員の任期)

第12条 役員の任期は3年とし、再任は妨げない。

- 2 補欠役員の任期は前任者の残余期間とする。
- 3 地区長はこれに準ずるものとする。

(会議)

第13条 会議は次のとおりとする。

また、会議開催は所定の場所での開催の他にオンラインまたは書面による会議開催も可能とする。

(総会)

第14条 支部総会は年1回、支部長が招集し開催する。

- 2 臨時総会は役員会が開催の必要を認めたとき、支部長が招集し開催しなければならない。
- 3 総会の議事の可否は出席者の過半数で決し、同数の場合は議長の裁決とする。
- 4 総会の付議事項は以下のとおりとする。
 - (1) 事業計画案及び予算案の決定
 - (2) 事業報告及び決算報告の承認
 - (3) 役員の選任
 - (4) 支部選出の理事候補の選任報告
 - (5) 規約の改正
 - (6) その他必要事案
- 5 代議員候補の推薦

(役員会)

第15条 役員会は第7条に規定する役員で構成する。

- 2 役員会は支部長が招集する。
- 3 役員会の決議は出席者数の過半数以上とする。
- 4 役員会は総会の付議事項の決定をもってこれを適正に執行する。

5 役員会は、代議員選挙が実施されたとき次のことを行う。

(1) 代議員候補者の推薦

(2) 支部選出の理事候補の選任

(正・副支部長会)

第16条 支部長は支部運営上必要と認めるとき、副支部長を召集し協議することができる。また必要に応じてこの会に担当役員を出席させることができる。

(経費・会計)

第17条 この会の経費は会員の会費、本部よりの交付金及び寄付金等をあてる。

2 会計は会費を厳正に掌り、総会において収支の報告、予算案の承認を得る。

3 本会の会計年度は当該年4月1日より翌年3月31日とする。

(監査)

第18条 監事は年1回本会の会計監査を行い、その結果を総会に報告しなければならない。

(規約の改正)

第19条 本規約は総会出席者の3分の2以上の賛成を得て改正することができる。

(本部理事会への報告)

第20条 次の事項について本部理事会に遅滞なく報告するものとする。

(1) 支部長の選出

(2) 事業報告及び決算

(3) 事業計画及び収支予算

(4) 規約の改正

(その他)

第21条 本規約に定めのない事項については役員会において協議、決定する。

(改正附則)

本規約は令和4年7月2日より施行する。